

習志野市財務書類の作成基準要綱を次のように定める。

平成21年6月3日

習志野市長 荒 木 勇

習志野市告示第159号

習志野市財務書類の作成基準要綱

目次

第1編 総則（第1条－第7条）

第2編 貸借対照表

第1章 貸借対照表（第8条－第10条）

第2章 資産

第1節 資産（第11条）

第2節 金融資産

第1款 金融資産（第12条）

第2款 資金（第13条）

第3款 資金を除く金融資産

第1目 資金を除く金融資産（第14条）

第2目 債権（第15条－第20条）

第3目 有価証券（第21条－第24条）

第4目 投資等（第25条－第30条）

第3節 非金融資産

第1款 非金融資産（第31条）

第2款 事業用資産

第1目 事業用資産（第32条）

第2目 有形固定資産（第33条－第40条）

第3目 無形固定資産（第41条－第48条）

第4目 棚卸資産（第49条・第50条）

第3款 インフラ資産（第51条・第52条）

第4款 繰延資産（第53条）

第3章 負債

第1節 負債（第54条）

第2節 流動負債（第55条－第62条）

第3節 非流動負債（第63条－第67条）

第4章 純資産

第1節 純資産（第68条）

第2節 財源（第69条）

第3節 資産形成充当財源（第70条・第71条）

第4節 その他の純資産（第72条）

第3編 行政コスト計算書

第1章 行政コスト計算書（第73条－第75条）

第2章 経常費用

第1節 経常費用（第76条）

第2節 経常業務費用

第1款 経常業務費用（第77条）

第2款 人件費（第78条－第83条）

第3款 物件費（第84条－第88条）

第4款 経費（第89条－第93条）

第5款 業務関連費用（第94条－第98条）

第3節 経常移転支出（第99条－第103条）

第3章 経常収益

第1節 経常収益（第104条）

第2節 経常業務収益

第1款 経常業務収益（第105条）

第2款 業務収益（第106条－第108条）

第3款 業務関連収益（第109条－第112条）

第4編 純資産変動計算書

第1章 純資産変動計算書（第113条－第120条）

第2章 財源変動の部

第1節 財源変動の部（第121条）

第2節 財源の使途（第122条－第126条）

- 第3節 財源の調達（第127条－第131条）
- 第3章 資産形成充当財源変動の部
  - 第1節 資産形成充当財源変動の部（第132条）
  - 第2節 固定資産の変動（第133条－第135条）
  - 第3節 長期金融資産の変動（第136条－第138条）
  - 第4節 評価・換算差額等の変動（第139条－第141条）
- 第4章 その他の純資産変動の部
  - 第1節 その他の純資産変動の部（第142条）
  - 第2節 開始時未分析残高（第143条）
  - 第3節 その他の純資産の変動（第144条－第146条）
- 第5編 資金収支計算書
  - 第1章 資金収支計算書（第147条－第149条）
  - 第2章 経常的収支区分
    - 第1節 経常的収支区分（第150条）
    - 第2節 経常的支出（第151条－第153条）
    - 第3節 経常的収入（第154条－第158条）
  - 第3章 資本的収支区分
    - 第1節 資本的収支区分（第159条）
    - 第2節 資本的支出（第160条－第163条）
    - 第3節 資本的収入（第164条－第167条）
  - 第4章 財務的収支区分
    - 第1節 財務的収支区分（第168条・第169条）
    - 第2節 財務的支出（第170条－第172条）
    - 第3節 財務的収入（第173条－第176条）
- 第6編 注記
  - 第1章 重要な会計方針（第177条）
  - 第2章 会計方針の変更に関する記載（第178条）
  - 第3章 重要な後発事象の注記（第179条）
  - 第4章 偶発債務（第180条）
  - 第5章 追加情報の注記（第181条）

## 附則

### 第1編 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成18年8月31日総務省通知)の指針に基づき習志野市における一般会計、特別会計(地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第1項に定める一般会計及び特別会計をいう。)の貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等の財務書類を作成する際の基準を示すことを目的とする。

#### (基本的な考え方)

第2条 この要綱は、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月18日公表)及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月17日公表)に基づき、公会計に固有の会計処理を含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成される「基準モデル」により財務書類を作成する際の基準を示すものである。なお、当分の間は基準モデル財務書類の作成を日常仕訳システムによらず期末一括システムを暫定的な方法として採用することができるものとする。

#### (財務書類の作成意義)

第3条 財務書類の作成意義は、市民、公債の投資者、その他の利害関係者及び習志野市の内部者が、習志野市の財政状態及び業績等に関する有用な情報を得ることにあるものとする。

#### (財務書類の体系)

第4条 習志野市の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細表とする。

#### (基本的作成方法)

第5条 財務書類の作成に当たっては、公有財産台帳等の計数を基本として開始貸借対照表を作成する。それ以後は、複式簿記による記帳方法を用いて正確な会計帳簿を継続し、期末に公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続を経て、財務書類を作成する。

(作成基準日)

第6条 財務書類の作成基準日は、会計年度末とする。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。その場合、その旨及び出納整理期間にかかる根拠条文（地方自治法第235条の5等）を注記する。

(表示単位)

第7条 財務書類に掲記される科目その他の事項の金額は百万円単位とする。ただし、千円単位をもって表示することを妨げない。なお、採用単位未満の金額は四捨五入による。

## 第2編 貸借対照表

### 第1章 貸借対照表

(作成目的)

第8条 貸借対照表は、基準日時点における習志野市の財政状態（資産、負債及び純資産の残高をいう。）を明らかにすることを目的として作成する。

(作成方法)

第9条 貸借対照表は、別記第1号様式により記載する。なお、習志野市に固有の資産・負債については、適宜、表示科目を追加する。

(作成基準)

第10条 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分して表示する。

2 資産及び負債の科目の配列については流動性配列法を採用する。

3 貸借対照表価額については取得原価を基本として算定するが、習志野市にはインフラ資産等企業会計にはない資産概念が存在することから、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法について別に定めることを妨げない。

## 第2章 資産

### 第1節 資産

(資産)

第11条 資産に該当するものについては、その形態を表す科目によって表示する。また、資産の貸借対照表価額の測定については、それぞれ資産の性質

及び所有目的に応じた評価基準及び評価方法を用いる。

2 資産は、金融資産及び非金融資産に分類して表示する。

## 第2節 金融資産

### 第1款 金融資産

(金融資産)

第12条 金融資産は、資金及び資金を除く金融資産に分類して表示する。

### 第2款 資金

(資金)

第13条 資金は、現金(手許現金及び要求払預金をいう。)及び現金同等物(3月以内の短期投資等をいい、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含む。)から構成される。

### 第3款 資金を除く金融資産

#### 第1目 資金を除く金融資産

(資金を除く金融資産)

第14条 資金を除く金融資産は、債権、有価証券及び投資等に分類して表示する。

#### 第2目 債権

(債権)

第15条 債権は、税等未収金、未収金、貸付金及びその他の債権に分類して表示する。

(税等未収金)

第16条 税等未収金(基準日時点における税金等の未収入金をいう。)については、未収金とは異なる科目で表示する。

(未収金)

第17条 未収金とは、基準日時点における未収入金のうち、税等未収金以外のものをいう。

(貸付金)

第18条 貸付金は貸付先に対する融資残高を計上する。

(その他の債権)

第19条 その他の債権とは、税等未収金、未収金及び貸付金以外の債権をい

う。ただし、金額的に重要性があるもの又は習志野市固有のものについては、その他の債権と異なる独立の科目で表示する。

(控除科目・貸倒引当金)

第20条 貸倒引当金は、個々の債権の事情に応じた合理的な基準により貸倒見積高を算定し、債権の控除科目として計上する。ただし、合理的な基準によることが困難な特別な事情がある場合には、過去3年間の実績に基づいて算定することができる。

2 貸倒引当金については、その計上基準及び算定方法のほか、貸倒引当金の計上対象となっている債権の状況等について注記する。

### 第3目 有価証券

(有価証券)

第21条 有価証券とは、習志野市が保有している債権等及び政策目的以外の目的をもって保有する有価証券をいい、有価証券の評価基準及び評価方法を注記する。

2 有価証券については、満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券に区分する。

(満期保有目的有価証券)

第22条 満期保有目的有価証券とは、満期まで所有する意図をもって保有している債権をいう。

2 満期保有目的有価証券の貸借対照表価額の測定は、償却原価法によって算定された価額を用いる。ただし、満期保有目的有価証券で市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。なお、債権の市場価格の下落率が30%以上である場合には、著しく下落したときに該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

(満期保有目的以外の市場価格がある有価証券)

第23条 満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについて

は、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とする。

- 2 市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。
- 3 市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。
- 4 前項の規定による強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、著しく下落したときに該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

(満期保有目的以外の市場価格がない有価証券)

第24条 満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のないものについては、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、著しく低下したときに該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

#### 第4目 投資等

(投資等)

第25条 投資等は、出資金、基金・積立金及びその他の投資に分類して表示する。

(出資金)

第26条 出資金は、公有財産として管理されている投資等のうち、習志野市が政策目的をもって保有するものをいう。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、有価証券として計上する。

(市場性がある出資金)

第27条 出資金のうち、市場価格があるものは、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とする。



2 市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。

3 前項の強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、著しく下落したときに該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

(市場性がない出資金)

第28条 出資金のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額とする。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、著しく低下したときに該当するものとする。

3 前項の強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

(基金・積立金)

第29条 基金・積立金は、財政調整基金、減債基金及びその他の基金・積立金に分類して表示する。

2 財政調整基金とは、財政の健全な運営に資するために積立てられた基金をいう。

3 減債基金とは、市債の償還に必要な財源を確保するために積立てられた基金をいう。

4 その他の基金・積立金とは、基金・積立金のうち財政調整基金及び市債管理基金以外の基金・積立金をいう。

(その他の投資)

第30条 その他の投資とは、出資金、基金及び積立金以外の投資等をいう。

### 第3節 非金融資産

#### 第1款 非金融資産

(非金融資産)

第31条 非金融資産は、事業用資産、インフラ資産及び繰延資産に分類して表示する。

第2款 事業用資産

第1目 事業用資産

(事業用資産)

第32条 事業用資産とは、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産をいう。事業用資産は、有形固定資産、無形固定資産及び棚卸資産に分類して表示する。

第2目 有形固定資産

(有形固定資産)

第33条 事業用資産としての有形固定資産は、種類ごとに表示科目を設けて計上する。

2 有形固定資産は、土地、立木竹、建物、工作物、機械器具、物品、船舶、航空機、その他の有形固定資産、建設仮勘定等の表示科目を用い、減価償却の方法について注記する。ただし、売却を前提として保有している公有財産については、棚卸資産として計上する。

3 公有財産として管理されている土地、建物等については、原則として公有財産台帳の計数を基礎として定期的に再評価をした上で貸借対照表価額を測定する。

(非償却資産)

第34条 非償却資産については、公有財産台帳価格で計上する。

(償却資産)

第35条 償却資産については、価格改定年度以外の年度においては減価償却費・直接資本減耗が台帳価格に反映されないことから、価格改定に適用される減価償却費・直接資本減耗の方法により減価償却費・直接資本減耗相当額を算出し、公有財産台帳価格から当該減価償却費・直接資本減耗相当額を控除した後の価額を計上する。

(取得原価の推計)

第36条 公有財産台帳の計数を基礎とすることが困難な場合は、インフラ資

産の測定と同様に過去の用地費や事業費等を累計することにより取得原価を推計することとする。

(再評価差額)

第37条 有形固定資産にかかる公有財産台帳の価格改定に伴う再評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

2 土地は原則として3年ごとに再評価を行う。ただし、当該年度の期末において、時価変動が5%以上になることが明らかな場合は、再評価を行い、当該年度末の帳簿価額に反映させる。

(処分損益)

第38条 公有財産の処分時においては、台帳価格(償却資産の場合は減価償却費・直接資本減耗相当額を控除した後の価額)に基づいて処分損益を算定する。

(物品)

第39条 物品については、取得価格又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上する。

2 物品管理簿等の記載価格を基礎とし、減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。なお、物品の耐用年数については、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を基準とする。

(建設仮勘定)

第40条 建設仮勘定は、目的とする完成物を単位として、建設中の建物や製作中の機械等、未完成の有形固定資産への支出等を仮に計上する。有形固定資産が完成し、事業の用に供した時点で、当該金額をそれぞれの勘定に振り替えて計上する。

### 第3目 無形固定資産

(無形固定資産)

第41条 事業用資産としての無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。

2 無形固定資産は、地上権、著作権、特許権、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産等の表示科目を用いる。また、減価償却の方法について

注記する。

(地上権等)

第42条 公有財産として管理されている地上権等の用益物権については、取得価額をもって開始時簿価とする。

2 公有財産台帳上、価格改定時に償却が反映されていないもの(地上権等の用益物権等をいう。)については償却を要しないが、その他の償却資産は償却を行うこととし、実施料等の見積価格で公有財産台帳に計上されているものについては、実施料等相当額を償却し、当該実施料等相当額を控除した後の価額を計上する。

(著作権、特許権等)

第43条 公有財産として管理されている著作権、特許権、商標権等の無体財産権については、原則として公有財産台帳の計数を基礎として開始時簿価とする。

2 著作権、特許権、商標権等の無体財産権については、財務省令に定める償却資産として定額法により償却を行う。

(ソフトウェア)

第44条 ソフトウェアは、研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費であって、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実に認められるものを計上する。

2 計上価額は、当該ソフトウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場合、5年間の開発費等の累計)を資産価額とする。

(電話加入権)

第45条 電話加入権は、取得原価で計上する。ただし、開始時簿価は備忘価額1円とする。

(その他の無形固定資産)

第46条 その他の無形固定資産は、地上権等、著作権、特許権等、ソフトウェア及び電話加入権以外の無形固定資産等をいう。

(再評価差額)

第47条 無形固定資産にかかる公有財産台帳の価格改定に伴う再評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

(処分損益)

第48条 公有財産の処分時においては、台帳価格に基づいて処分損益を算定する。

#### 第4目 棚卸資産

(棚卸資産)

第49条 事業用資産としての棚卸資産は、原則として一括して計上する。ただし、金額的に重要性がある商品(販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。)、製品、半製品(自製部分品を含む。)等については、独立の科目で表示する。

(貸借対照表価額の測定)

第50条 棚卸資産の貸借対照表価額の測定については、公有財産台帳の計数を基礎として再評価をして測定する土地、建物等を除き、原則として、それぞれの種類ごとに取得原価により計上し、その評価基準及び評価方法を注記する。ただし、時価が取得原価より著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、時価をもって貸借対照表価額とする。

2 前項の強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。なお、回復する見込みがあると認められ、時価によって評価しない場合には、その旨、その理由及び時価との差額を注記する。

#### 第3款 インフラ資産

(インフラ資産)

第51条 インフラ資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益(キャッシュ・フロー)の流入が見込まれない非金融資産をいう。

2 インフラ資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、公共用財産用地(土地相当額)、公共用財産施設(建物相当額)、その他公共用財産、公共用財産建設仮勘定(インフラ資産の建設のために支出した手付金・前渡金等)等の表示科目を用いる。また、直接資本減耗の方法について注記する。

(貸借対照表価額の測定)

第52条 インフラ資産の貸借対照表価額の測定については、原則として過去の用地費や事業費等を累計（累積）することにより取得原価を推計することとする。

2 非償却資産である公共用財産用地については、用地費等を累計（累積）した価額を計上する。

3 償却資産である公共用財産施設については、過去の事業費等を累計（累積）することにより資産価額を推計し、さらに定額法により直接資本減耗相当額を算出し、当該資産価額から、当該直接資本減耗相当額を控除した後の価額を計上する。

#### 第4款 繰延資産

（繰延資産）

第53条 繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払が完了し、又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。

2 公債発行費、公債発行差金、開発費、試験研究費等の費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。

### 第3章 負債

#### 第1節 負債

（負債）

第54条 負債は、その形態を表す科目によって表示する。また、負債の貸借対照表価額の測定については、それぞれの負債の性質に応じた評価基準及び評価方法を用いる。

2 負債は、流動負債及び非流動負債に分類して表示する。

#### 第2節 流動負債

（未払金及び未払費用）

第55条 未払金及び未払費用は、基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、又は合理的に見積もることができるもの（以下「未払金」という。）、一定の契約に従い、継続して役務提供を受けている

場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの（以下「未払費用」という。）を一括して計上する。

（前受金及び前受収益）

第56条 前受金及び前受収益は、基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの（以下「前受金」という。）、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの（以下「前受収益」という。）を一括して計上する。

（引当金）

第57条 流動負債としての引当金は、その種類ごとに賞与引当金等の表示科目を設けて計上する。

（賞与引当金）

第58条 賞与引当金は、基準日時点までの期間に対応する期末手当及び勤勉手当の部分を計上する。また、賞与引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

（預り金及び保管金等）

第59条 預り金及び保管金等とは、基準日時点において、第三者から寄託された資産にかかる見返負債をいう。

（公債（短期））

第60条 公債（短期）とは、習志野市が発行した公債のうち、1年以内に償還予定のものをいう。公債の貸借対照表価額は、残高（額面額）とし、公債発行差金等は繰延資産として、負債金額と両建てで表示する。

（短期借入金）

第61条 短期借入金とは、民間金融機関等からの借入残高のうち、1年以内に返済予定のものをいう。

（その他の流動負債）

第62条 その他の流動負債は、未払金及び未払費用、前受金及び前受収益、引当金、預り金（保管金等）、公債（短期）及び短期借入金以外の流動負債をいう。

### 第3節 非流動負債

(公債)

第63条 公債とは、習志野市が発行した公債のうち、償還予定が1年超のものをいう。公債の貸借対照表価額は、残高(額面額)とし、公債発行差金等は繰延資産として、負債金額と両建てで表示する。

(借入金)

第64条 借入金とは、民間金融機関等からの借入残高のうち、返済予定が1年超のものをいう。

(引当金)

第65条 非流動負債としての引当金は、その種類ごとに退職給付引当金及びその他の引当金等の表示科目を設けて計上する。

(退職給付引当金)

第66条 退職給付引当金は、退職手当のうち既に労働提供が行われている部分について、期末要支給額方式で算定したものを計上し、退職給付引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

(その他の非流動負債)

第67条 その他の非流動負債とは、公債、借入金及び引当金以外の非流動負債をいう。

## 第4章 純資産

### 第1節 純資産

(純資産)

第68条 純資産は、その形態を表す科目によって表示する。

2 純資産は、純資産の源泉又は運用先との対応によって、その内部構成を財源、資産形成充当財源(調達源泉別)及びその他の純資産に区分して表示する。

### 第2節 財源

(財源)

第69条 財源は、習志野市の費消可能な資源(税金、国庫支出金等、習志野市が調達した償還不要の資源をいう。)の蓄積をいい、原則として資金の形態で保有される。

### 第3節 資産形成充当財源



(資産形成充当財源)

第70条 資産形成充当財源は、資産形成のために調達した源泉別資源の蓄積をいい、原則として固定資産、金融資産等資金以外の形態で保有される。

(分類表示)

第71条 資産形成充当財源は、調達源泉別に税収、社会保険料、移転収入、公債等、その他の財源の調達及び評価・換算差額等に分類して表示する。なお、公債等は資産(固定資産及び長期金融資産をいう。)を形成する際に調達した建設公債等をいい、赤字公債を含めてすべての公債残高を意味する負債に属する公債とは異なるものとする。

#### 第4節 その他の純資産

(その他の純資産)

第72条 その他の純資産は、上記財源、資産形成充当財源以外の純資産をいう。ただし、開始時未分析残高(開始貸借対照表において、資産形成に関する財源充当等が不明確なものをいう。)については、以後、金額を固定した上で、その他の純資産の内訳として独立の科目で表示する。

### 第3編 行政コスト計算書

#### 第1章 行政コスト計算書

(作成目的)

第73条 行政コスト計算書は、会計期間中の習志野市の業績(費用・収益の取引高をいう。)を明らかにすることを目的として作成する。

(作成方法)

第74条 行政コスト計算書は、別記第2号様式により記載する。なお、習志野市に固有の費用・収益については、適宜、表示科目を追加する。

(作成基準)

第75条 行政コスト計算書は、経常費用及び経常収益に区分して表示する。このうち、経常費用合計は総行政コストを意味する。

2 経常費用合計から経常収益合計を控除して計算される純経常費用は純行政コストを意味する。

3 行政コスト計算書の収支尻として計算される純経常費用(純行政コストをいう。)は、純資産変動計算書(財源変動の部)に振替えられることにより、

純経常費用への財源措置と連動する。

## 第2章 経常費用

### 第1節 経常費用

(経常費用)

第76条 経常費用は、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。

2 経常費用は、「経常業務費用」及び「経常移転支出」に分類して表示する。

### 第2節 経常業務費用

#### 第1款 経常業務費用

(経常業務費用)

第77条 経常業務費用は、人件費、物件費、経費及び業務関連費用に分類して表示する。

#### 第2款 人件費

(人件費)

第78条 人件費は、議員歳費、職員給料、賞与引当金繰入、退職給付費用及びその他の人件費に分類して表示する。

(議員歳費)

第79条 議員歳費とは、市議会議員に支払われる報酬をいう。

(職員給料)

第80条 職員給料とは、職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいう。

(賞与引当金繰入)

第81条 賞与引当金繰入は、基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当の部分を計上し、賞与引当金の計上基準及び算定方法について注記する。

(退職給付費用)

第82条 退職給付費用は、職員等に対する将来の退職金支払いに備えるため、基準日時点における将来負担額の合理的な見積り額のうち、当会計年度発生額を計上する。

(その他の人件費)

第83条 その他の人件費とは、議員歳費、職員給料、賞与引当金繰入及び退

職給付費用以外の人件費をいう。

### 第3款 物件費

(物件費)

第84条 物件費は、物品購入費、維持補修費、減価償却費及びその他の物件費に分類して表示する。

(物件購入費)

第85条 物品購入費とは、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等をいう。

(維持補修費)

第86条 維持補修費とは、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいう。

(減価償却費)

第87条 減価償却費とは、事業用資産について、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいう。

2 減価償却費は、当該事業用資産を取得した翌年度から計上する。

(その他の物件費)

第88条 その他の物件費とは、物品購入費、維持補修費及び減価償却費以外の物件費をいう。

### 第4款 経費

(経費)

第89条 経費は、業務費、委託費、貸倒引当金繰入及びその他の経費に分類して表示する。

(業務費)

第90条 業務費とは、習志野市が地方公共団体としての業務を遂行していく上でかかる経費をいう。

(委託費)

第91条 委託費とは、習志野市が委託した業務にかかる経費をいう。

(貸倒引当金繰入)

第92条 貸倒引当金繰入は、貸付金等の債権につき、債務者から返済のないことが確定した金額及び返済の可能性が低いものとして合理的に見積もった金額を計上する。

(その他の経費)

第93条 その他の経費とは、業務費、委託費及び貸倒引当金繰入以外の経費をいう。

#### 第5款 業務関連費用

(業務関連費用)

第94条 業務関連費用は、公債費の利払分、借入金支払利息、資産売却損及びその他の業務関連費用に分類して表示する。

(公債費の利払分)

第95条 公債費の利払分とは、習志野市が発行している公債にかかる利息負担金額をいう。

(借入金支払利息)

第96条 借入金支払利息とは、他の団体・金融機関等からの借入金にかかる利息負担金額をいう。

(資産売却損)

第97条 資産売却損とは、習志野市が市有財産等を売却して損失が発生した場合の額をいう。

(その他の業務関連費用)

第98条 その他の業務関連費用とは、公債費(利払分)、借入金支払利息及び資産売却損以外の費用をいう。

#### 第3節 経常移転支出

(経常移転支出)

第99条 経常移転支出とは、毎会計年度、経常的に発生する非交換性(非対価性)支出をいう。

2 経常移転支出は、他会計への移転支出、補助金等移転支出、社会保障関係費移転支出及びその他の経常移転支出に分類して表示する。

(他会計への移転支出)

第100条 他会計への支出とは、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計及び介護保険特別会計等への一般会計からの繰出金としての支出をいう。

(補助金等移転支出)

第101条 補助金等移転支出とは、政策目的による補助金等の支出をいう。

(社会保障関係費等移転支出)

第102条 社会保障関係費等移転支出とは、社会保障給付としての支出をいう。

(その他の経常移転支出)

第103条 その他の経常移転支出は、他会計への移転支出、補助金等移転支出及び社会保障関係費等移転支出以外の経常移転支出をいう。

### 第3章 経常収益

#### 第1節 経常収益

(経常収益)

第104条 経常収益は、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。

#### 第2節 経常業務収益

##### 第1款 経常業務収益

(経常業務収益)

第105条 業務収益は、業務収益及び業務関連収益に分類して表示する。

##### 第2款 業務収益

(業務収益)

第106条 業務収益は、自己収入及びその他の業務収益に分類して表示する。

(自己収入)

第107条 自己収入とは、習志野市がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料等の形態で徴収する金銭をいう。

(その他の業務収益)

第108条 その他の業務収益とは、自己収入以外の業務収益をいう。

##### 第3款 業務関連収益

(業務関連収益)

第109条 業務関連収益は、受取利息等、資産売却益及びその他の業務関連外収益に分類して表示する。

(受取利息等)

第110条 受取利息等とは、習志野市が保有する有価証券や貸付金から発生

する受取配当金、受取利息等をいう。

(資産売却益)

第111条 資産売却益とは、習志野市が市有財産等を売却して利益が発生した場合の額をいう。

(その他の業務関連外収益)

第112条 その他の業務関連外収益とは、受取利息等及び資産売却益以外の業務関連収益をいう。

#### 第4編 純資産変動計算書

##### 第1章 純資産変動計算書

(作成目的)

第113条 純資産変動計算書は、会計期間中における習志野市の純資産の変動(政策形成上の意思決定又はその他の事象による純資産及びその内部構成の変動(損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因の取引高)をいう。)を明らかにすることを目的として作成する。

(作成方法)

第114条 純資産変動計算書は、別記第3号様式により記載する。なお、習志野市に固有の損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因については、適宜、表示科目を追加する。

(作成基準)

第115条 純資産変動計算書は、財源変動の部、資産形成充当財源変動の部及びその他の純資産変動の部に区分して表示する。

2 財源変動の部、資産形成充当財源変動の部及びその他の純資産変動の部においては、それぞれ損益外純資産減少原因及び損益外純資産増加原因に分類した上で、その形態を表す科目によって総額で表示する。

(財源合計)

第116条 資産変動計算書上、財源合計(貸借対照表に連動する残高)については、その調達源泉の違いに基づき、さらに財源余剰と未実現財源消費に分類して表示する。

(財源余剰)

第117条 財源余剰とは、現実に純資産の増加を伴う税収等を調達源泉とす

る財源の合計（残高）をいう。

（未実現財源消費）

第118条 未実現財源消費とは、純資産の増加を伴わない公債発行等によって調達した資金の合計（残高）をいう。

（資産形成充当財源合計）

第119条 純資産変動計算書上、資産形成充当財源合計（貸借対照表に連動する残高）については、対応する資産の種類に応じて、さらに固定資産、長期金融資産及び評価・換算差額等に分類して表示することができる。

（財源措置）

第120条 財源変動の部の純経常費用への財源措置は、行政コスト計算書の収支尻である純経常費用（純行政コストをいう。）と連動する。

2 純資産変動計算書の各表示区分（財源変動の部、資産形成充当財源変動の部及びその他の純資産変動の部をいう。）の収支尻は、貸借対照表の資産の部の各表示区分（財源、資産形成充当財源及びその他の純資産をいう。）と連動する。

## 第2章 財源変動の部

### 第1節 財源変動の部

（財源変動の部）

第121条 財源変動の部は、財源の用途及び財源の調達に分類して表示する。

### 第2節 財源の用途

（財源の用途）

第122条 財源の用途は、純経常費用への財源措置、固定資産形成への財源措置、長期金融資産形成への財源措置及びその他の財源の用途に分類して表示する。

（純経常費用への財源措置）

第123条 純経常費用への財源措置とは、行政コスト計算書で計算された純経常費用（純行政コストをいう。）に支出した金額又は支出が確定した金額をいう。

（固定資産形成への財源措置）

第124条 固定資産形成への財源措置とは、事業用資産・インフラ資産の形

成のために支出した金額又は支出が確定した金額及びインフラ資産にかかる直接資本減耗の金額をいう。

(長期金融資産形成への財源措置)

第125条 長期金融資産形成への財源措置は、新たな長期金融資産(貸付金・出資金等をいう。)のために支出した金額をいう。

(その他の財源の使途)

第126条 その他の財源の使途とは、純経常費用への財源措置、固定資産形成への財源措置及び長期金融資産形成への財源措置以外の財源の使途をいい、減債基金への積立等を含む。

### 第3節 財源の調達

(財源の調達)

第127条 財源の調達は、税収、社会保険料、移転収入及びその他の財源の調達に分類して表示する。

(税収)

第128条 税収とは、市税等をいう。

(社会保険料)

第129条 社会保険料とは国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をいう。

(移転収入)

第130条 移転収入は、他会計からの移転収入と補助金等移転収入及びその他の移転収入に分類し、補助金等移転収入の内訳科目として国庫支出金、県支出金及び市支出金に分類する。

(その他の財源の調達)

第131条 その他の財源の調達とは、税収及び資本移転収入以外の財源の調達をいい、固定資産売却収入(元本分)や長期金融資産償還収入(元本分)、自己金融効果を伴う減価償却費・直接資本減耗相当額等を含む。

## 第3章 資産形成充当財源変動の部

### 第1節 資産形成充当財源変動の部

(資産形成充当財源変動の部)

第132条 資産形成充当財源変動の部は、固定資産の変動、長期金融資産の



変動及び評価・換算差額等の変動に分類して表示する。

## 第2節 固定資産の変動

(固定資産の変動)

第133条 固定資産の変動は、固定資産の減少及び固定資産の増加に分類して表示する。

(固定資産の減少)

第134条 固定資産の減少は、事業用資産の減価償却費相当額、インフラ資産の直接資本減耗相当額及び固定資産の除売却金額から構成される。

2 事業用資産の減価償却費相当額及びインフラ資産の直接資本減耗相当額は、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額を計上する。

3 当該年度に取得したインフラ資産の直接減耗相当額は翌年度から固定資産の減少の対象とする。

(固定資産の増加)

第135条 固定資産の増加とは、固定資産形成及び無償所管換等(受入)による保有資産の増加額をいう。このうち固定資産形成は、事業用資産・インフラ資産の形成のために支出した金額又は支出が確定した金額をいい、原則として財源の使途における固定資産形成への財源措置の金額と一致する。

## 第3節 長期金融資産の変動

(長期金融資産の変動)

第136条 長期金融資産の変動は、長期金融資産の減少及び長期金融資産の増加に分類して表示する。

(長期金融資産の減少)

第137条 長期金融資産の減少とは、貸付金等の償還、出資金の引揚げ、有価証券の売却等による減少金額をいう。

(長期金融資産の増加)

第138条 長期金融資産の増加とは、新たな長期金融資産(貸付金・出資金等をいう。)のために支出した金額をいい、原則として財源の使途における長期金融資産への財源措置の金額と一致する。

## 第4節 評価・換算差額等の変動

(評価・換算差額等の変動)

第139条 評価・換算差額等の変動は、評価・換算差額等の減少及び評価・換算差額等の増加に分類して表示する。

(評価・換算差額等の減少)

第140条 評価・換算差額等の減少とは、資産の再評価損や有価証券の評価差額等による減価金額をいう。

(評価・換算差額等の増加)

第141条 評価・換算差額等の増加とは、資産の再評価益や有価証券の評価差額等による増価金額をいう。

#### 第4章 その他の純資産変動の部

##### 第1節 その他の純資産変動の部

(その他の純資産変動の部)

第142条 その他の純資産変動の部は開始時未分析残高とその他純資産変動に分類して表示する。

##### 第2節 開始時未分析残高

(開始時未分析残高)

第143条 開始時未分析残高とは、本作成基準要領に基づき最初に作成する純資産の内部構成の内訳の算定ができない部分をいう。

##### 第3節 その他の純資産の変動

(その他純資産変動)

第144条 その他純資産変動は、その他純資産の減少及びその他純資産の増加に分類して表示する。

(その他純資産の減少)

第145条 その他純資産の減少とは、財源の用途又は資産形成充当財源の減少に該当しない損益外の純資産減少金額をいう。

(その他純資産の増加)

第146条 その他純資産の増加は、財源の調達または資産形成充当財源の増加に該当しない損益外の純資産増加金額をいう。

#### 第5編 資金収支計算書

##### 第1章 資金収支計算書

(作成目的)

第147条 資金収支計算書は、習志野市の資金収支の状態（習志野市の内部者（市長、議会、補助機関等をいう。）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力をいう。）を明らかにすることを目的として作成する。

(作成方法)

第148条 資金収支計算書は、別記様式第4号により記載するものとする。  
なお、習志野市に固有の支出・収入については、適宜、表示科目を追加する。

(作成基準)

第149条 資金収支計算書は、経常的収支区分、資本的収支区分及び財務的収支区分の3区分により表示する。

2 資金収支計算書の収支尻（当期資金収支額をいう。）は、貸借対照表の資産の部の資金勘定と連動する。

## 第2章 経常的収支区分

### 第1節 経常的収支区分

(経常的収支区分)

第150条 経常的収支区分は、経常的支出及び経常的収入に分類して表示する。

### 第2節 経常的支出

(経常的支出)

第151条 経常的支出は、経常業務費用支出及び移転支出に分類して表示する。

(経常業務費用支出)

第152条 経常業務費用支出は、業務費用（人件費、物件費及び経費支出をいう。）及び業務関連費用支出（財務的支出に属する支払利息を除く。）から構成される。

(移転支出)

第153条 移転支出とは、他会計への移転支出、補助金等移転支出、社会保障関係費等移転支出及びその他の移転支出をいう。

### 第3節 経常的収入

(経常的収入)

第154条 経常的収入は、租税収入、社会保険料収入、経常業務収益収入及び移転収入に分類して表示する。

(租税収入)

第155条 租税収入とは、市税等の収入をいう。

(社会保険料収入)

第156条 社会保険料収入とは、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料等の収入をいう。

(経常業務収益収入)

第157条 経常業務収益収入は、経常収益収入及び業務関連収益収入(受取利息等、その他業務外収入をいう。)から構成される。

(移転収入)

第158条 移転収入は、他会計からの移転収入、補助金等移転収入及びその他の移転収入から構成される。

### 第3章 資本的収支区分

#### 第1節 資本的収支区分

(資本的収支区分)

第159条 資本的収支区分は、資本的支出及び資本的収入に分類して表示する。

#### 第2節 資本的支出

(資本的支出)

第160条 資本的支出は、固定資産形成支出、長期金融資産形成支出及びその他の資本形成支出に分類して表示する。

(固定資産形成支出)

第161条 固定資産形成支出は、事業用資産形成支出及びインフラ資産形成支出から構成される。

(長期金融資産形成支出)

第162条 長期金融資産形成支出は、長期金融資産形成支出等から構成される。

(その他の資本形成支出)

第163条 その他の資本形成支出とは、他会計への繰出支出及びその他資本

移転支出をいう。

### 第3節 資本的収入

(資本的収入)

第164条 資本的収入は、固定資産売却収入、長期金融資産償還収入及びその他の資本処分収入に分類して表示する。

(固定資産売却収入)

第165条 固定資産売却収入は、事業用資産売却収入、インフラ資産売却収入から構成される。

(長期金融資産償還収入)

第166条 長期金融資産償還収入は、長期金融資産償還収入等から構成される。

(その他の資本処分収入)

第167条 その他の資本処分収入とは、他会計からの繰入収入、補助金等資本移転収入及びその他資本移転収入をいう。

## 第4章 財務的収支区分

### 第1節 財務的収支区分

(基礎的財政収支)

第168条 経常的収支区分及び資本的収支区分の合計額として、習志野市の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)を表示する。

(財務的収支区分)

第169条 財務的収支区分は、財務的支出及び財務的収入に分類して表示する。

### 第2節 財務的支出

(財務的支出)

第170条 財務的支出は、支払利息支出及び元本償還支出に分類して表示する。

(支払利息支出)

第171条 支払利息支出とは、公債、借入金等にかかる支払利息の支出をいう。

(元本償還支出)

第172条 元本償還支出とは、地方債、借入金等にかかる元本償還の支出をいう。

### 第3節 財務的収入

(財務的収入)

第173条 財務的収入は、公債発行収入、借入金収入及びその他の財務的収入から構成される。

(公債発行収入)

第174条 公債発行収入とは、習志野市が発行する公債発行に伴う収入をいう。

(借入金収入)

第175条 借入金収入とは、金融機関等からの借入金に伴う収入をいう。

(その他の財務的収入)

第176条 その他の財務的収入とは、公債発行収入及び借入金収入以外の財務的収入をいう。

## 第6編 注記

### 第1章 重要な会計方針

(重要な会計方針)

第177条 財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法、その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- (1) 有価証券等評価基準及び評価方法
- (2) 固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (4) 繰延資産の処理方法
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (6) 引当金の計上基準及び算定方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) 資金収支計算書における資金の範囲
- (9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

### 第2章 会計方針の変更に関する記載

(会計方針の変更に関する記載)

第178条 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

(2) 表示方法を変更した場合には、その内容

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

### 第3章 重要な後発事象の注記

(重要な後発事象の注記)

第179条 会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の習志野市の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げる事項を記載する。

(1) 主要な業務の改廃

(2) 組織・機構の大幅な変更

(3) 地方財政制度の大幅な改正

(4) 重大な災害等の発生

(5) その他重要な後発事象

### 第4章 偶発債務

(偶発債務)

第180条 基準日時点においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げる事項を記載する。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(3) その他主要な偶発債務

### 第5章 追加情報の注記

(追加情報の注記)

第181条 財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

- (1) 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって基準日時点の計数としている旨
- (2) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- (3) 繰越事業に係る将来の支出予定額
- (4) その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。



別記  
第1号様式(第9条)

貸借対照表(BS)

<b>【資産の部】</b>			
1.金融資産			#VALUE! F=D+E
資金		×××	E ← CFより
資金を除く金融資産			#VALUE! D=A+B+C
債権		#VALUE!	A
税等未収金	×××		
未収金	×××		
貸付金	×××		
その他の債権	×××		
(控除)貸倒引当金	(×××)		
有価証券		0	B
満期保有目的有価証券	×××		
満期保有目的以外の有価証券	×××		
投資等		#VALUE!	C
出資金	×××		
基金・積立金		0	
財政調整基金	×××		
減債基金	×××		
その他の基金・積立金	×××		
その他の投資	×××		
2.非金融資産			#VALUE! M=J+K+L
事業用資産		0	J=G+H+I
有形固定資産		0	G
土地	×××		
立木竹	×××		
建物	×××		
工作物	×××		
機械器具	×××		
物品	×××		
船舶	×××		
航空機	×××		
その他の有形固定資産	×××		
建設仮勘定	×××		
無形固定資産		0	H
地上権	×××		
著作権・特許権	×××		
ソフトウェア	×××		
電話加入権	×××		
その他の無形固定資産	×××		
棚卸資産		0	I
製品	×××		
半製品	×××		
インフラ資産			0 K
公共用財産用地	×××		
公共用財産施設	×××		
その他の公共用財産	×××		
公共用財産建設仮勘定	×××		
繰延資産		×××	L
資産合計		#VALUE!	N=F+M
<b>【負債の部】</b>			
1.流動負債			0 O
未払金及び未払費用	×××		
前受金及び前受収益	×××		
引当金	×××		
賞与引当金	×××		
預り金(保管金等)	×××		
公債(短期)	×××		
短期借入金	×××		
その他の流動負債	×××		
2.非流動負債			0 P
公債	×××		
借入金	×××		
引当金		0	
退職給付引当金	×××		
その他の引当金	×××		
その他の非流動負債	×××		
負債合計		0	Q=O+P
<b>【純資産の部】</b>			
財源	×××	R	
財産形成充当財源(調達源泉別)		0	S
税収	×××		
社会保険料	×××		
移転収入	×××		
公債等	×××		
その他の財源の調達	×××		
評価・換算差額等	×××		
その他の純資産		0	T
開始時未分析残高	×××		
その他の純資産	×××		
純資産合計		#VALUE!	U=R+S+T
負債・純資産の合計		#VALUE!	V=Q+U

## 【経常費用】

1.経常業務費用			<u>×××</u> E=A+B+C+D
①人件費			
議員歳費	×××	<u>×××</u> A	
職員給料	×××		
賞与引当金繰入	×××		
退職給付費用	×××		
その他の人件費	×××		
②物件費		<u>×××</u> B	
物品購入費	×××		
維持補修費	×××		
減価償却費	×××		
その他の物件費	×××		
③経費		<u>×××</u> C	
業務費	×××		
委託費	×××		
貸倒引当金繰入	×××		
その他の経費	×××		
④業務関連費用		<u>×××</u> D	
公債費(利払分)	×××		
借入金支払利息	×××		
資産売却損	×××		
その他の業務関連費用	×××		
2.経常移転支出			<u>×××</u> F
①他会計への移転支出		×××	
②補助金等移転支出		×××	
③社会保障関係費等移転支出		×××	
④その他の経常移転支出		×××	
経常費用合計(総行政コスト)			<u><u>×××</u></u> G=E+F

## 【経常収益】

経常業務収益			<u>×××</u> J=H+I
①業務収益		<u>×××</u> H	
自己収入	×××		
その他の業務収益	×××		
②業務関連収益		<u>×××</u> I	
受取利息等	×××		
資産売却益	×××		
その他の業務関連外収益	×××		
経常移転収入			<u>×××</u>
経常収益合計			<u><u>×××</u></u> K=J
純経常費用(純行政コスト)			<u><u>×××</u></u> L=K-G → NWMへ

純資産変動計算書(NWM)

	財源		財源合計	資産形成充当財源						資産形成 充当財源 合計	その他の純資産		その他の 純資産合 計	純資産合 計
	財源余剰	未実現財源消費		税金	社会保険料	移転収入	公債等	その他の 財源の調	評価・換算 差額等		開始時未 分析残高	その他純資 産		
前期末残高			xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額														
I. 財源変動の部														
1. 財源の使途	xxx	(xxx)	xxx											xxx
①純経常費用への財源措置	(xxx)	(xxx)	(xxx)											(xxx)
②固定資産形成への財源措置	(xxx)	(xxx)	(xxx)											(xxx)
事業用資産形成への財源措置														
インフラ資産形成への財源措置	(xxx)	(xxx)	(xxx)											(xxx)
③長期金融資産形成への財源措置	(xxx)	(xxx)	(xxx)											(xxx)
④その他の財源の使途	(xxx)	(xxx)	(xxx)											(xxx)
2. 財源の調達	xxx		xxx											xxx
①税金	xxx		xxx											xxx
②社会保険料	xxx		xxx											xxx
③移転収入	xxx		xxx											xxx
他会計からの移転収入	xxx		xxx											xxx
補助金等移転収入														xxx
国庫支出金	xxx		xxx											xxx
都道府県等支出金	xxx		xxx											xxx
市町村等支出金	xxx		xxx											xxx
その他の移転収入	xxx		xxx											xxx
④その他の財源の調達	xxx		xxx											xxx
固定資産売却収入(元本分)	xxx		xxx											xxx
長期金融資産償還収入(元本分)	xxx		xxx											xxx
その他の財源調達	xxx		xxx											xxx
II. 資産形成充当財源変動の部				xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx				xxx
1. 固定資産の変動				xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	(xxx)	xxx				xxx
①固定資産の減少				(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)				(xxx)
減価償却費・直接資本減耗相当額				(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)				(xxx)
除売却相当額				(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)				(xxx)
②固定資産の増加				xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx				xxx
固定資産形成				xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx				xxx
無償所管換等				xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx				xxx
2. 長期金融資産の変動				(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)				(xxx)
①長期金融資産の減少				(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)				(xxx)
②長期金融資産の増加				xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx				xxx
3. 評価・換算差額等の変動									xxx	xxx				xxx
①評価・換算差額等の減少									(xxx)	(xxx)				(xxx)
再評価損				(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)	(xxx)				(xxx)
その他の評価額等減少									(xxx)	(xxx)				(xxx)
②評価・換算差額等の増加									xxx	xxx				xxx
再評価益									xxx	xxx				xxx
その他の評価額等増加									xxx	xxx				xxx
III. その他の純資産変動の部											xxx	xxx	xxx	xxx
1. 開始時未分析残高											xxx	xxx	xxx	xxx
2. その他の純資産の変動												xxx	xxx	xxx
その他の純資産の減少												(xxx)	(xxx)	(xxx)
その他の純資産の増加												xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	(xxx)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高			xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

資金収支計算書(CF)【3区分形式】

【経常的収支区分】

I. 経常的収支

1. 経常的支出

① 経常業務費用支出

人件費支出

物件費支出

経費支出

業務費用関連支出(財政的支出を除く)

② 移転支出

他会計への移転支出

補助金等移転支出

社会保障関係移転支出

その他の移転支出

2. 経常的収入

① 租税収入

② 社会保険料収入

③ 経常業務収益収入

経常収益収入

業務関連収益収入

④ 移転収入

他会計からの移転収入

補助金等移転収入

その他の移転収入

経常的収支

××× C=A+B

××× A

×××

×××

×××

×××

××× B

×××

×××

×××

×××

××× H=D+E+F+G

××× D

××× E

××× F

×××

×××

××× G

×××

×××

×××

××× I=H-C

【資本的収支区分】

II. 資本的収支

1. 資本的支出

① 固定資産形成支出

② 長期金融資産形成支出

③ その他の資本形成支出

2. 資本的収入

① 固定資産売却収入

② 長期金融資産償還収入

③ その他の資本処分収入

資本的収支

××× M=J+K+L

××× J

××× K

××× L

××× Q=N+O+P

××× N

××× O

××× P

××× R=Q-M

基礎的財政収支

××× S=I+R

【財政的収支区分】

III. 財政的収支

1. 財政的支出

① 支払利息支出

公債費(利払分)支出

借入金支払利息支出

② 元本償還支出

公債費(元本分)支出

公債(短期)元本償還支出

公債元本償還支出

借入金元本償還支出

短期借入金元本償還支出

借入金元本償還支出

その他の元本償還支出

2. 財政的収入

① 公債発行収入

公債(短期)発行収入

公債発行収入

② 借入金収入

短期借入金収入

借入金収入

③ その他の財政的収入

財政的収支

××× V=T+U

××× T

×××

××× U

×××

×××

×××

×××

×××

×××

××× Z=W+X+Y

××× W

×××

×××

××× X

×××

×××

××× Y

××× AA=Z-V

××× AB=S+AA

××× AC

××× AD=AB+AC

→ BSへ

当期資金収支額

期首資金残高

期末資金残高